

## 第23回 ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議 議事概要

【日 時】令和7年3月25日（火）10:00～12:00

【場 所】総務省第二庁舎6階特別会議室（Web会議併用）

【出席者】

構 成 員：高橋座長、和泉構成員、大西構成員、庄司構成員、田原構成員、水野構成員

審議協力者：岡田淳（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 弁護士）

総 務 省：北原政策統括官、山田審議官、重里統計企画管理官、谷本統計員会担当室長、  
植松参事官、河野企画官

【議 事】

- （１）法的観点から見たデータ契約について
- （２）人流データ利活用研究会の活動報告
- （３）ビッグデータ・ポータル取組について

【配付資料】

資料１ 法的観点から見たデータ契約について

資料２ 人流データ利活用研究会 R6年度活動実績

資料３ ビッグデータ・ポータル取組について

参考資料 第22回ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議 議事概要

---

【（１）法的観点から見たデータ契約について】

岡田淳弁護士から、資料１に沿って説明。主なやり取りは以下のとおり。

- データ提供者自身が、何が「データ」なのか分かっていない事例、例えば、提供した写真データは、提供者本人は写真のデータとして提供したつもりであっても、そのデータには、どのカメラで撮ったのか、撮影日時といった様々なメタデータも付いていると思われる。こうした場合は、利用許諾上は、写真データとしての使い方や保護の条項は含まれているものの、データとして受け取ってしまった以上、それらのメタデータも受け取ってしまう。契約の際は、データとは何かをあらかじめ全て定義しておかないといけないのか、そうしなければ保護されないのかどうか御教示いただきたい。
- 契約書上、全てのデータを事細かに明記しているかというと、実際はそうではない。抽象的に広く規定することも多いので、結果として、メタデータも要素として含まれている

のであれば、基本的には、契約の中でカバーされるということになるだろう。一方で、契約後に、実はこういったことにもデータが使えることに気付くという場合も出てくるので、結果として、特定の使い方をしてほしくない、あるいは逆にこのような使い方をしたいというケースも想定される。このため、個別の使用方法をどこまで契約書に書き込むかどうかは別として、受領者側としては広い書き方をしておくことを常に意識しておくことが重要。一方で、提供するデータ要素等に関する事項を網羅して個別列挙すべきということでは必ずしもない。

○ 提供データの品質に係る責任というのが非常に重要と考えており、現場で、各企業のデータを見てみると、昨今、IoT機器からデータを取るセンサー等は基本的にデータを取得するために作られているので、データもきれいな形でデータが取れるようになっているが、企業の基幹系データは、そもそもどのようなデータが含まれているか分からない、メタデータが整理されていないといった品質の保証という側面では根深い問題を有していると考えている。こうしたことの解決策の1つとして、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）のようなデータの品質を一定程度担保するPDCAの仕組みや体制が企業内で担保されているのかどうかを認証する制度を作ること、データ流通の促進につながるのではないかと考えるが、これについてどのようにお考えか。

→ 認証制度の構築についてはあり得ると思うが、一方で、その認証を得ようとするために相当な労力がかかるとなると流通がうまくいかなくなるという懸念もあるのではないかな。適切な負担の下で制度を活用できればよいだろう。データの品質を契約で保証するのはなかなか難しいと考えているので、認証制度をうまく運用できれば、データ提供者と利活用者の双方にとってメリットがあるのかもしれない。

○ 企業におけるデータポータビリティ権の強化について、企業データについては、ポータビリティがあるだけで、データが標準化されていない限り、利用するのは難しいと思われるが、利活用を補完するような取組が進められているのか、また、そういった取組は誰が行っているのか、知見があればお伺いしたい。

→ データポータビリティの発想自体は理解できるが、その前提として、実際にどう運用するか、実際のニーズがどこにあるのかの検討が非常に重要と考える。欧州のGDPRでは、一定の要件の下で、個人レベルのデータポータビリティ権は認められてきたものの、当初想定したほど活用がなされていないというのが実情のようである。権利があっても、個人としてどの程度ニーズがあるか、技術的なインターオペラビリティ（相互運用性）やセキュリティの運用面での課題などもある中で、今回EUデータ法により、この範囲を拡大することで、産業データも含め、どの程度活用が広がっていくのか注目しているところ。例えば、金融データなどは、アプリにデータを移すことができ、データポータビリティが実現されている場面も一部ではあり、このようなスペシフィックなユースケースを開けていく

と、もしかすると機能するかもしれない。いずれにしても、EUでも実際にデータ法の本格運用が開始してからでないとどこまで利活用されるかよくわからない。結果として、制度が思ったほど使われない、むしろデータ創出のインセンティブが削がれて産業が衰退してしまうのではないかという懸念もあり得るが、そうしたいわば社会実験としての側面も含めて、EUは先行して取り入れている貴重な法域なので、我々としても動向を注視しながら、日本でどのような法制をとっていくのが望ましいかを研究できる貴重な材料だと考えている。

- EUであれば、自動車製造など、製造業に焦点が当たっているようにも思うが、製造業界としてデータの統一化や標準化等の取組が進んでいるのか。
- 日本に比べれば、データ活用の議論が進んでいる部分があると思われるが、業界によって濃淡はあるので、実際にどれだけ機能するかは分からない。

○ EUにおけるB2Gの取組では、利用の目的や対象を限定する方向性なのかどうか教えてほしい。

- B2Gのデータ供用は重要な論点という認識はあるものの、広汎に民間事業者が政府にデータを提供すべしというのも健全な状況ではない。コロナ禍のような、あくまで例外的に強い必要性が認められる場合が典型例だと思う。EUデータ法でも、この点は実際にいくつか類型化して規定されていて、緊急性・必要性が高い場面でのデータ提供条件やそれには劣るがなお一定の必要性がある場面でのデータ提供条件など、類型ごとに適切な制度設計となるよう、対象や条件も区別して規定されている。

○ 日本としては、現在AIを活用していくために、AIの学習のために、データ活用時の個人同意を不要とする議論もあると承知しているが、これは企業保有データにも拡大し得るのかどうか、お考えをお聞きたい。

- 日本は、個人情報保護法の観点からも、著作権法の観点からも、比較的AIフレンドリーな要素があると認識している。例えば、著作権法は、欧州に比べると顕著な違いとして、情報解析の権利制限規定の例外範囲が広いという特徴がある。また、個人情報保護法についても、改正に向けた論点の一つとして、統計作成等と整理できるAI開発向けにより自由に使えるようにする方向で議論が進められていると承知している。同意の要・不要の議論と、特定の事業者が保有するデータへの他事業者からのアクセスを法的に強化すべきかという議論は、厳密に言えば、論点が異なるので、別途整理する必要があると思うが、例えば、コンテンツの利用に個人同意が不要といっても、ある特定企業がそのデータを囲い込んでいる以上は、データにアクセスができない。データ共有の実現が政策課題として重要であるのだとすれば、どこがボトルネックになっているのかを場面ごとに切り分けて議論していくべきと考える。この点、政策的に良いか悪いかは別として、企業が囲い込んでいるデータへのアクセスに関しては、EUでの議論は先行している面がある。

- データ契約に際しては、これまでデータ提供型契約が主なスコープだったと思うが、データ共用型契約、プラットフォーム型は、今後、例えばデータ取引市場や情報銀行で大きな役割を果たすと考ええる。これらそれぞれの提供契約について、気を付ける観点や、プラットフォーム型に関する国際的な検討状況について教えてほしい。
- プラットフォーム型については、ガイドラインでも議論を整理したが、成功事例が少ないようで、なかなか進んでいないのが実情。一定の条件を課すといっても、企業にとっては、保有するデータを開放するよほどのインセンティブを与えないといけないというのが実感である。どこまでオープンにすべきか、どこをクローズにするか、何を協調領域にするのか、競争領域とするか、競争領域のデータについては、独禁法の制約も考慮する必要があり、また、プラットフォーマーの権利や責任範囲も考える必要がある。このように様々な論点が出てくるため、インセンティブの設計が難しい契約形態だと感じている。
- 政府としては公的統計をユーザーの皆様提供の中で、安定的かつ信頼できるものという前提で、様々なデータソースを活用していくという方針がある。例えば、行政記録情報であったり、民間で流通しているビッグデータであったりするが、これらの活用により、報告者の負担を減らしたり、調査への回答の時間を短くしたりするという効果が期待される一方で、公的統計としては安定して提供しなければならない。データ活用の際に押さえておくべきポイントを考えるに当たって、本日、法的な側面での考え方を聞かせいただいたのは大変有意義であった。

#### 【(2) 人流データ利活用研究会 R6年度活動実績】

事務局から資料2に沿って説明。主なやり取りは以下のとおり。

- 民間企業が保有する人流データに基づく数値と公的統計との乖離について、実際には拡大推計をして、国勢調査の数に合わせているのだろうが、今回の研究に使用した人流データはサービス開始から10年近く経過しており、その間、事業者において推計手法等、様々な改良が行われてきたと思われるところ、この手法は、ブラックボックスになっていると思われるため、今回のような乖離が生じた一因ではないかと考える。今後の研究会では、こうした誤差・乖離がどの程度なのかを見極めるために、研究に用いた人流データを提供する企業にも議論に参画いただければよいのではないかと考える。
- データの特性について企業側に尋ねた際には、基本的には丁寧に対応いただけるものの、あまりに細かい点については、確認が難しい場合もある。一方で、過去に、当方からデータのズレについて、事業者に指摘し、結果として改良いただいたというケースもある。いずれにしても、御指摘のように様々な研究から、データに対してフィードバックをかけていく取組は意義のあることと考えている。

→ ビッグデータの特性であるデータの偏りの問題に傾注しすぎると、データ活用の利点が失われてしまうことも考えられるので、このバランスを取りながら今後も研究してまいりたい。

○ 本研究はビッグデータの特徴や癖を把握するためにも意味のある取組だと感じた。1点コメントすると、資料で示されている推計値と統計値による乖離率については、その評価が重要と考える。例えば、乖離率が5%であるとして、公的統計の時系列での変化率がどの程度で動くものなのかを参考として並べて評価すると、その5%が大きいのか小さいのか評価しやすくなると考える。

→ 御意見も踏まえ、今後は、過去の統計データの動きも参考にした上で推計結果を評価することとしたい。

○ 本研究を最終的にどのような政策なり指標作成に結び付けるのか、今後の見通し・目的を意識して進めていただきたい。

### 【(3) ビッグデータ・ポータル取組について】

事務局から資料3に沿って説明。主なやり取りは以下のとおり。

○ 参加人数を見ても、イベントは素晴らしい取組だと感じたが、その後、各府省からデータベンダーへの問合せがあった等、何らかの具体的な成果・効果はあったのか。

→ 今回登壇いただいた4事業者に対しては、イベント実施後の反響について尋ねたものの、現時点で各府省から事業者に対する反応はない状況にある。

→ 具体的な成果が出てくると、他のデータホルダーを呼び込む起爆剤にもなるだろう。データホルダーと利用者の双方から意見を聴取するなどして、改善につなげていただきたい。

○ ポータルを総務省Xで発信する取組については、実際にアクセス数には影響がなかったとのことであるが、コストがかかるものではないので、今後も折を見て発信されるとよいのではないかと。

また、イベントについては継続していくべきだろう。回数をこなすことで、各府省から毎回参加してくれる方を見つけられると、そうした職員が支援者・協力者となってくることもある。このためにも、イベント開催に当たっては、参加者のニーズをよく把握することが重要である。また、このイベントが単なる事業者からの情報発信の機会にとどまらず、データ利活用に関する相談する時間を設けるなど、有効活用してほしい。

以上